

■ 基本的なコンセプト

- ① 排出削減量に相当する排出量クレジットを発行するクレジット型
- ② クレジットによらずに当該削減量分の削減を主張するオフセット型

(現状)

- ・ 現在の JCM 制度では①が採用されている。
- ・ 但し、クレジットが当面は取引不能とされているため、②に近い要素も併せ持っている。

■ 具体的な制度設計の方向性

制度設計の方向性としては、以下の 2 類型が考えられる。具体的な制度設計をめぐって想定される主な議論は、基本的に以下の 2 類型のいずれをより前面に出すかという観点から整理することが可能である。

- ① 日本がイニシアティブをとる制度 (centralized 型)
- ② 日本と相手国がそれぞれ対等に関与する制度 (bi-lateral 型)

上記 2 類型については、制度としての実用性を重視する観点からは相対的に①の制度が望まれる一方、相手国との関係をはじめ外交面での配慮を重視する観点からは相対的に②の制度が望まれる関係にあると考えられる。

これまでは、二国間合意を新たに締結し、制度の対象国を拡大することが急務であったことから、相対的に②に重点が置かれていた面がある。今後は、制度としての実用性を確保する観点から相対的に①にも配慮する必要があると考えられる。

■ 具体的な制度設計上の論点

No	論点	選択肢	概要	検討の視点ほか
1	クレジットの発生根拠	① 二国間合意	<ul style="list-style-type: none"> 日本国と相手国との二国間合意に基づいて直接クレジットを発生させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 二国間合意を発生根拠とする場合には当該合意の中で制度の詳細まで規定をおく必要がある。 国内制度による場合には、制度が二重構造になるという問題があるものの、国内制度（日本法又は日本法に準拠した契約等）に基づくため、より精緻で法的安定性のある制度設計が可能という利点がある。
		② 二国間合意のもとでの国内制度	<ul style="list-style-type: none"> 二国間合意を具体化するルール（国内制度）を作成し、それに基づいてクレジットを発生させる。 	
2	制度主催者	① 日本国政府	<ul style="list-style-type: none"> 日本国政府が単独で制度の主催者となり、最終的な責任を負う。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度主催者が単独である方が責任の所在が明確であり制度変更時にも迅速な対応を行いやすい。 相手国との交渉を円滑に進める観点からは相手国側に一定程度制度への関与を認めることが望ましい。
		② 日本国政府及び相手国政府の共同委員会	<ul style="list-style-type: none"> 日本国と相手国が政府レベルでの共同組織を構築し、同組織が主催者となる。 	
		③ 日本国政府及び相手国政府とは別個の第三者委員会	<ul style="list-style-type: none"> いずれの政府からも独立した組織（独立行政委員会、民間団体等）が主催者となる。 	
3	登録簿の管理主体	① 日本国側	<ul style="list-style-type: none"> クレジットは、全て日本国側が管理する1つの登録簿に登録し、管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本国側による管理とした方が制度の安定性、実用性は高まると考えられる。 二国間合意に基づく制度という建付け、相手国との交渉を円滑に進める観点からは、日本国側単独に拠る
		② 日本国側及び相手国側	<ul style="list-style-type: none"> 日本で発生したクレジットは日本国側の登録簿に、相手国で発生したクレジットは相手国側の登録簿に登録し、それぞれ別々に管理する。 	
		(②-a) ・ 両登録簿間でのクレジットの移転を可能にす	<ul style="list-style-type: none"> 他方当事者側の登録簿へのクレジットの移転 	

No	論点	選択肢	概要	検討の視点ほか
		る。 ②-b ・両登録簿間のクレジットの移転は不可能とする。	を可能とするかどうかで2通りの選択肢が存在する。	管理は相対的には馴染みにくい。 ・登録簿を別々に設け、登録簿間のクレジットのやりとりを可能とする場合、法律関係が複雑になる。 ・双方がそれぞれ独立して管理する場合、相手国側登録簿について十分な管理が可能か疑問が残る。
4	登録簿の根拠法及びクレジット移転の準拠法	① 日本法 (3で①の選択肢をとった場合に考えられる選択肢の1つ。)	・登録簿の設置及び同登録簿上のクレジット移転に関し、日本法のみが適用されるとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・日本側にはクレジットの扱いについて知見の蓄積があり、日本法を準拠法にした方が制度の法的安定性、制度参加者の予測可能性に資する。 ・二国間合意に基づく制度という観点からは、二国間条約を根拠法とすることが素直。 ・二国間合意に基づく制度という建付け、相手国との交渉を円滑に進める観点からは、相手国の法にも配慮する方向になりやすい。 ・準拠法が複数ある場合には、特に複数の準拠法をまたぐ場合の扱いについて、法律関係が極めて煩雑になる。
		② 二国間合意 (3で①、②のいずれの選択肢をとった場合でも考えられる選択肢。)	・登録簿の設置及び同登録簿上のクレジット移転に関し、二国間合意が直接適用されるとする。	
		③ 日本法及び相手国法 (3で②の選択肢をとった場合に考えられる選択肢の1つ。)	・日本の登録簿の設置及び同登録簿上のクレジット移転に関しては日本法が、相手国の登録簿の設置及び同登録簿上のクレジット移転に関しては相手国法が適用されるというように、複数の準拠法を設ける。	
5	相手国が異なるJCM制度間	① 相手国が異なる場合であっても実質的に1つ	・二国間合意の相手国は別であっても制度の内容としてはほぼ同一内容を規定し、二国間合意	・制度運用にかかるコストの観点を重視すると1つの制度として運営す

No	論点	選択肢	概要	検討の視点ほか
	の相互関係	の制度として運営	の対象者がどの国であっても等しい性質を有するクレジットが発行されるものとする。	ることが望ましい。
②相手国ごとに異なる制度として運営しつつ、発生したクレジットについて互換性を確保		・二国間合意ごとに制度の内容が異なることは許容するが、異なる二国間合意に基づくクレジットを相互に互換可能とする。	・プロジェクト実施者の使い勝手や取引の活発化の観点からは単独の制度または互換性のある制度とすることが望ましい。	
③対象国ごとに各々完全に別個独立した制度として運営		・二国間合意ごとに完全に別個の制度として位置付け、制度間のクレジットの互換性は一切持たせない。	・二国間合意に基づく制度という建付け、相手国との交渉を円滑に進める観点からは、対象国ごとに制度の内容が異なることを許容する方向となりやすい。	

以 上